

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：一般事務２種 大津少年センター】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人 週3日（1日7時間勤務）

2 募集職種 一般事務２種 大津少年センター

3 業務内容

大津少年センターで行う一般事務

- (1) 電話・来所者対応業務（担当者への取り次ぎ）
- (2) 庶務業務（経理業務、勤怠管理、文書作成業務等）
- (3) 各種申請や受付業務及び確認業務
- (4) パソコンを使った資料作成、データ入力業務
- (5) 各種主催会議・研修等の事前準備補助、受付業務、会場の設営・片付け
- (6) その他所属長の指示する業務

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接客対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和8年4月8日（水）から同年4月21日（火）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

【連絡先】大津市 教育委員会 大津少年センター 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-524-2865

【受付時間】午前9時から午後5時（但し、月曜日（休館日）は除く）

7 選考日時及び選考会場

令和8年4月23日（木）受付：12時30分～12時50分 開始：13時～

大津市生涯学習センター 3階 301・302・303会議室

8 選考当日に必要な持参書類

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

9 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験（ワード・エクセル）

10 選考結果の発表

受験者本人宛に、4月28日(火)頃に、合否通知を文書で郵送します。

11 勤務条件

| | |
|-----------|--|
| 任用期間 | 令和8年5月1日から令和8年10月31日まで 採用後1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。 |
| 再度の任用 | <input type="checkbox"/> 原則あり <input checked="" type="checkbox"/> 原則なし ※この職は、職員の病気休業に伴い、期間限定で募集する職となります。任用期間は令和8年10月31日までとし、原則として再度の任用はありません。ただし、休業者が病気休業を継続して取得する場合、一定期間について職が設置される可能性があります。その場合は、勤務成績により、再度任用する場合があります。 |
| 勤務地 | 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター4階 大津少年センター |
| 勤務日 | 週3日（火・水・木・金のうち3日 要相談） |
| 勤務地変更の可能性 | 1 あり → () 2 <input checked="" type="checkbox"/> なし |
| 休日 | 月曜日(祝日の場合は翌平日)、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※年間勤務日数は市役所本庁と合わせ調整します。 |
| 休暇 | 年次有給休暇 1年目3日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり） |
| 勤務時間 | 週21時間勤務（1日7時間×週3日）9時～17時 休憩60分 |
| 基本給 | 月額9,898円～11,036円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。 |
| 諸手当 | 通勤手当相当（片道2km以上の場合、月額2,619円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険 |
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。） |
| その他 | ・給与等支給日：翌月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。 |